

2024年12月

各位

えん罪豊川幼児殺人事件田邊さんを守る会事務局

《お願い》

上申書運動へのご協力を

私どもの活動に対するご理解・ご協力に、心より感謝申し上げます。

ご支援をいただいております「えん罪豊川幼児殺人事件」は、2016年7月から再審請求を続けています。しかし、裁判所はこの間事実調べを全く行わず、再三に亘る三者協議の開催要請にも耳を貸さないまま、現在は最高裁の第二小法廷（尾島明裁判長）に係属しています。

私たちは、毎月の宣伝署名行動は勿論、隔月ではありますが最高裁への要請行動も続けています。最高裁に移って間もなく1年半を経過しようとする今、この活動をご支援くださっている皆様から裁判長宛に「上申書」を出していただく運動に取り組むこととしました。

裁判官は人事を気にしながらも、同時に世間の反応をかなり気にしていることが元裁判官の経歴を持つ人たちから口々に語られています。直接最高裁に持参し、必ず裁判官に届くように要請をします。豊川事件の審理に関わる裁判長に是非聞いて貰いたいことや、やってほしいこと、ご意見など、常日頃から思っただけのことを遠慮なくお書きください。

下記の要領で実施することに致しましたので、皆様のご協力を何卒宜しくお願い致します。

- ・お使いいただく上申書の用紙は、同封致しました。
——なお、「守る会」のHPからダウンロードすることもできます。
えん罪豊川幼児殺人事件田邊さんを守る会
または、<http://enzaitoyokawajiken.web.fc2.com/> で検索
 - ・「氏名」の欄は、自署をお願い致します。
——氏名もワープロで記入された方は、忘れずに「捺印」をお願い致します。
 - ・上申書を書く上で参考になりそうなことをこの紙の裏面に掲載し、また、事件チラシも同封致しましたので、必要に応じてご利用ください。
 - ・記入するスペースが不足する場合は、続きを裏面にお書きになるか、別紙にお書きくださっても結構です。（別紙にも、住所・氏名はお書きください）
 - ・書き終えた上申書は、お手数ですが同封の返信用封筒で、事務局長の渡辺までご返送ください。誠に申し訳ございませんが、切手代はカンパでお願い致します。
——直接裁判所にお送りいただいたものについては、到着数を教えてくれない裁判所もありましたので、事務局で集約し、一括で最高裁に持参します。
 - ・第1次の締め切りは、3月15日（土）とし、3月の最高裁要請時に提出予定。
 - ・第2次の締め切りは、5月17日（土）とし、5月の最高裁要請時に提出予定。
 - ・最終の締め切りは、7月19日（土）とし、7月の最高裁要請時に提出予定。
- ★最高裁の決定はいつ出るか分かりませんので、なるべく早期のご返送をお願い致します**

- ・お尋ねになりたいことなどがございましたら、下記までご連絡ください。

「守る会」事務局長：渡辺達郎

〒441-0322 豊川市御津町豊沢^{みと}久蔵^{きゆうぞう}7-6

電話 & ファックス：0533-75-4064

携帯：090-5605-8574

E-mail：ssycp952_0505@yahoo.co.jp

《参考》

- 間違いなく犯人であるとの確証がない人を、犯人にしてはならない。
- 無辜の人が有罪判決を受ける誤りは決してあってはならない。
- 再審は無辜の救済のために行うものである。
- 一審の無罪判決をよく読んで欲しい。
- 警察、検察の持つ未開示の証拠を全て開示させてほしい。中に、田邊さんの無罪を示す証拠が存在する可能性は十分にある。
- 捜査機関の持つ証拠一覧表を提出するように命令して欲しい。
- 弁護団提出の全ての証拠をきちんと吟味し、科学的な見地から原判決を見直してほしい。
- 三者協議を開き、弁護団の説明、弁護団要請の鑑定人の話に耳を傾けてほしい。
- 「やってもいない者が自白することは考えられない」との判断は、余りに短絡的。
- 自白が全て任意のものとは限らない。自白をした時の状況を明らかにすべき。
- 警察や検察の証拠隠し、証拠のねつ造などが行われている例が幾つも明らかにされていることを念頭に置いて審理に臨んで欲しい。
- 必ず事件現場を訪れて、直接に十分な調査をしてほしい。
- 新旧証拠の総合評価によって、一日も早く再審決定を出してほしい。
- 日本国憲法の、人権擁護の精神に則った判断をすべきである。
- 決定を出す日時は、少なくとも2週間ほど前には弁護団に連絡してほしい。

最高裁はこれまでの下級裁判所とは違う仕事をしているところだということではありますが、私たちは、自己規制をせず望んでいることを遠慮なく要請したいと考えています。どうか皆様方の多角的な観点からのご意見をお願い致します。

なお、第2小法廷の裁判官の氏名を記しておきますので、裁判長以外の裁判官にも上申書を送りたい方はご利用ください。

- 今崎幸彦（最高裁長官、2024. 06. 16～）
- 三浦 守
- 草野耕一
- 岡村和美
- 尾島 明（豊川事件裁判長）

2025年 月 日

令和5年（し）第404号

最高裁判所第2小法廷
裁判長 尾島 明 様

上 申 書

住 所

氏 名
または団体名

豊川幼児殺人事件の再審請求について、下記のとおり上申いたします。

記

--

(別紙)

